

① うるおいとにぎわいのまちを目指して

# 市役所の組織を変更しました

4月1日から、機構改革により一部の部署や所管する業務を変更しました。

## ■市民環境部に「保険料課」を設置

国保の医療給付および年金・福祉医療を担当する保険年金課との分野の明確化を図ります。

## ■市民環境部市民生活相談室を「市民生活相談課」に名称変更し「交通安全係」を設置

親切丁寧な市民生活相談に対応するとともに、交通安全啓発事業を一層推進します。

## ■都市整備部広域事業推進課を「都市基盤整備課」に名称変更し「交通政策係」を設置

地域公共交通に係る事業をより効率的かつ効果的に推進するとともに、都市基盤整備の一層の強化を図ります。

☎人事課 ☎0748-24-5601  
☎050-5801-5601 ☎0748-24-0752

## ■健康福祉部健康推進課東近江保健センターに「介護予防係」を設置

高齢者の健康づくりと介護予防を一体的かつ効果的に実施し、「高齢者の健康と暮らしの向上」と「健康寿命の延伸」に向けた取組を強化します。

## ■子ども未来部子ども政策課の係を再編

ひとり親家庭に対する支援および児童福祉について、きめ細やかに対応します。



① 緑のカーテンモニターを募集

# ゴーヤのカーテンで涼しくておいしい夏を!

地球温暖化防止のために身近にできる取組として、家庭や事業所の窓際にゴーヤを「緑のカーテン」として育てるモニターを募集します。

## ■ゴーヤの育成期間 配付日10月上旬

☎ゴーヤを育て、育成状況や日よけに関する効果などのアンケートに答えていただける家庭、団体または事業所 定員30人(申込み先着順)

☎0748-24-5633  
☎050-5801-5633  
☎0748-24-5692



① 本市の魅力をもっとPR

## 東近江市 レインボー大使が決定



今年度の「東近江市レインボー大使」に、小林真耶さん(28歳 東近江市在住 会社員 写真左)、栗田想子さん(23歳 東近江市在住 学生)が選ばれました。

今後は、観光協会や市が行う各種イベントに参加し、観光振興に寄与していただきます。任期は4月1日から1年間です。

☎東近江市観光協会 ☎0748-29-3920  
☎050-5802-8621 ☎0748-29-3922

① 豊かな自然を体感

# びわ湖東近江SEA TO SUMMIT



「びわ湖 SEA TO SUMMIT 2019」は、人と自然との共生をテーマにしたシンポジウムと、カヤックや自転車、登山で市内を横断し、心と体で自然の尊さを感じてもらおう環境スポーツイベントです。

■環境シンポジウム・前夜祭  
時6月1日(出)午後1時30分~午後3時20分 ※前夜祭は午後4時から  
場能登川コミュニティセンター  
定員500人 どなたでも参加できます。

① 奥深い市の歴史を感じる

## 新しく文化財が増えました

■山部神社本殿(市指定有形文化財) 市指定文化財となった山部神社本殿は、15世紀後半に建てられた歴史ある社殿です。(下麻生町)

■太郎坊宮・阿賀神社本殿ほか(国登録有形文化財) 太郎坊宮・阿賀神社は、江戸から明治期の15件の建物が国の登録有形文化財として評価されました。(小脇町)

■乾徳禅寺境内林(ふるさと文化財の森 乾徳禅寺境内林(8.6ヘクタール)が、



山部神社本殿

歴史的建造物に使用されるひわだの供給地として、文化庁の「ふるさと文化財の森」に認定されました。(五個荘川並町) 市内に点在する歴史的建造物をぜひ訪れてみてください。

☎0748-24-5677  
☎050-5801-5677  
☎0748-24-1375

① 始めましょう! エコな生活

## 環境にやさしいシステムの導入に 5つの奨励金を交付します

環境にやさしい暮らしへの取組に対して奨励金を地域商品券(三方よし商品券)で交付します。システム設置後、申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

申請期間 令和2年2月17日(月)まで

※予算額に達した時点で受付を終了します。

### ■住宅用太陽光発電システム

(市内業者にて契約または施工の場合のみ) 発電出力1kwあたり15,000円、上限75,000円

### ■雨水貯留施設

設置工事に要した経費の3分の1、上限60,000円

### ■コージェネレーションシステム

自立運転型 設置費に対して上限80,000円  
上記以外 設置費に対して上限50,000円

### ■蓄電システム

設置費に対して上限70,000円

### ■太陽熱温水器

本体購入価格の10分の1、上限50,000円

☎生活環境課 ☎0748-24-5633

☎050-5801-5633 ☎0748-24-5692

① 新緑の社の中で楽しもう

## もり へムスロイドの杜まつり2019

全国から集まった約130人の工芸作家による木製品やガラス工芸、革製品、アクセサリーなど手作りの作品に出会えるイベントです。

時5月18日(土)、19日(日)10:00~16:00

場ことうへムスロイド村(平柳町568)

☎へムスロイドの杜まつり2019実行委員会

☎080-5779-8113(担当:上野)

平日10:00~17:00

※来場の際は、会場周辺の臨時駐車場、または東近江行政組合愛知消防署からのシャトルバスを利用してください。



住宅の取得や改修をお考えの皆さんへ

# 定住移住のための住まいを支援します

このまちで住み続けるため、また、市外からの移住者を増やすため、住宅の取得や改修にかかる経費の一部を補助します。なお、補助金の全部を「三方よし商品券」で交付するものがあります。  
 \*市内の住宅販売者または施工業者と契約する場合が対象です。また、令和元年度内に住宅を取得または改修するものを対象とし、予算の範囲内で補助します。  
 \*住宅取得前(改修工事完了前)に交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

## ① 市民子育て住宅取得事業

**市民向け 上限 20万円**  
 平成31年4月1日以降に新築住宅または中古住宅を取得する場合に、取得費の一部を全額三方よし商品券で補助します。※補助率は補助対象経費の5分の1以内

- ◆対象者  
 \*平成31年1月1日時点で市内に住民票を置いており、引き続き居住している40歳未満の人  
 \*中学生以下の子どもがいる世帯で、子どもと同居する人  
 \*補助金交付申請時に市町村税を完納している人  
 \*交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する人

## ② Uターン者住宅取得事業

**移住者向け 上限 20万円**  
 平成31年4月1日以降に新築住宅または中古住宅を取得する場合に、取得費の一部を全額三方よし商品券で補助します。※補助率は補助対象経費の5分の1以内

- ◆対象者  
 \*過去に市内に居住していた人または両親か祖母が市内に居住する人(義父母、義祖母も可)  
 \*補助金の交付対象となる住宅に住民票を移す日から起算して過去2年以上市外の市区町村に住所があった人  
 \*補助金交付申請時に市町村税を完納している人  
 \*交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する人

## ③ 空家改修事業

**空家活用 上限 50万円**  
 東近江市空家バンクを活用して、購入または賃借された住宅の改修費の一部を補助します。※補助率は補助対象経費の3分の2以内

- ◆対象者  
 \*東近江市空き家バンクを活用して住宅を購入または賃借し、改修後、市外から転入して住む人  
 \*補助金交付申請時に市町村税を完納している人

## ④ 子育て空家改修事業

**空家活用 上限 100万円**  
 東近江市空家バンクを活用して購入された耐震基準に適合する住宅の改修費の一部を補助します。※補助率は補助対象経費の3分の2以内

- ◆対象者  
 \*東近江市空き家バンクを活用して住宅を購入し、改修後市外から転入して住む人  
 \*中学生以下の子どもがいる世帯で、子どもと同居する人  
 \*補助金交付申請時に市町村税を完納している人  
 \*交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する人

申問住宅課 ☎ 0748-24-5669  
 IP 050-5801-5691 FAX 0748-24-5578

地域で見守りましょう

# 認知症高齢者見守り QRシールを交付します

認知症高齢者が、道に迷うなどして行方不明になった際、早期の発見と保護につなげるため、事前登録を行い「認知症高齢者見守りQRシール」を交付します。

見守りQRシールに記載された登録番号で身元を識別でき、本人の衣服などに貼り付けて使用します。QRコードを読みとることで、警察と市役所の連絡先が表示されます。

- 登録できる人  
 認知症で行方不明になるおそれがある本人または家族  
 \*登録には、事前相談が必要です。  
 \*登録後、見守りQRシール10枚を交付します。

申問福祉総合支援課  
 ☎ 0748-24-5641  
 IP 050-5801-5641  
 FAX 0748-24-5693



## 教育委員会の体制が新しく

教育長職務代理人(敬称略)  
 篠原 玲子(47歳 五個荘山本町)  
 任期: 3月24日から(1年間)  
 教育委員(再任)(敬称略)  
 賀川 昌明(71歳 布引台一丁目)  
 任期: 3月24日から(4年間)  
 申問教育総務課  
 ☎ 0748-24-5670  
 IP 050-5801-5670  
 FAX 0748-24-5694

## 福祉医療費受給券 更新のお知らせ

福祉医療費受給券更新の申請書を交付します。  
 福祉医療費受給券は、毎年8月に更新となります。更新には、事前に申請書の提出が必要です。対象者には5月下旬に申請書を送付しますので確認してください。  
 なお、申請書の提出がない場合や、所得などの受給要件により該当しない人は、受給券を発行することができませんので注意してください。  
 ※小学校就学前までのお子さんの受給券(「乳幼児」と記載のあるもの)、小学1年生から中学3年生までのお子さんの受給券(「子ども医療費受給券」と記載のあるもの)は、8月更新の対象ではありません。  
 受給券は7月中旬に発送します。  
 申問保険年金課  
 ☎ 0748-24-5631  
 IP 050-5801-5631  
 FAX 0748-24-5576

## 将来への橋わたし 国民年金 学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生でも国民年金に加入することになります。しかし、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請すれば国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。  
 平成31年度の猶予承認期間は、平成31年4月から令和2年3月分までです。なお、継続を希望する場合は、毎年4月以降に申請書の提出が必要です。  
 保険年金課または各支所で手続きできます。

◎申請に必要なもの  
 年金手帳(お持ちの人)、印鑑、学生証(表裏面のコピーでも可)または在学証明書(原本)  
 申問保険年金課  
 ☎ 0748-24-5631  
 IP 050-5801-5631  
 FAX 0748-24-5576  
 または各支所

## 障害基礎年金の申請を

国民年金の加入中に病気やけがなどで障害の状態になったときは、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)において、障害の程度が1級・2級に該当した場合、障害基礎年金を受給することができます。

ただし、請求には公的年金保険料の納付要件を満たしていることが必要です。なお、2歳前に初診日がある病気やけがにより障害の状態になった人で、障害年金の1級・2級に該当する人は年金を受給することができますが、本人に一定額以上の所得やそのほかの年金受給がある場合は支給が制限されます。  
 申問彦根年金事務所  
 ☎ 0749-23-1116

## 結婚をサポートします

結婚希望者の登録を受け付けています。結婚サポーターが、結婚を希望するあなたの出会いを応援します。  
 困り身で結婚後に本市に定住する意思のある人  
 写真(縦6センチメートル×横4センチメートル以内)、免許証など顔写真付きの本人確認ができるもの  
 ■日程  
 ●平日(月曜日～金曜日)  
 午前9時～午後4時  
 場企画課(市役所本館3階)  
 ●5月11日(土)、6月8日(土)、8月10日(土)、10月5日(土)、12月14日(土)、2月1日(土)  
 午前9時30分～午前11時30分  
 場八日市文化芸術会館 会議室  
 申問企画課  
 ☎ 0748-24-5610  
 IP 050-5801-5610  
 FAX 0748-24-1457



■記号の説明・・・時=日時 場=場所 困=対象 定=定員 用=費用 持=持ち物

申=申込み 問=問合せ IP=IP電話 FAX=ファクス